

松川町土地利用の届出等について

趣 旨

松川町ではリニア中央新幹線の線路・中間駅の具体化や、経済情勢の変化が、まちづくり（土地利用）に影響を及ぼすと予想されます。今後の土地利用の動向について把握するとともに、町民との情報共有を図り、住み良いまちづくりの推進のための届出制度を創設しました。

これからは、平成 26 年 6 月 1 日以降着手する「建築物の建築、開発行為等」のうち一定規模を超える行為を行う場合に、事前に行為の目的、種類、施行方法等について町への届出が必要となります。

届出が必要となる行為

当該行為に着手する日の 60 日前までに町長へ届出が必要となります。

対象	行為の種類	届出対象規模
建築物	建築物の新築、増築、改築、移転	床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
		建築面積が 500 ㎡を超えるもの
		高さが 10m を超えるもの
	建築物の大規模の修繕、大規模の模様替、用途の変更	建築基準法第 6 条第 1 項の規定により建築確認申請が必要なもの
土 地	主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更 （自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。）	土地の面積が 500 ㎡を超えるもの
		住宅の計画戸数が 5 を超えるもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	土地の面積が 500 ㎡を超えるもの
木 竹	木竹の伐採	行為の面積が 1,000 ㎡を超えるもの
堆 積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが 3 m を超えるもの
		土地の面積が 500 ㎡を超えるもの
埋立、干拓	水面の埋立て又は干拓	行為の面積が 1,000 ㎡を超えるもの

届出の適用除外

次に掲げる行為は届出の必要がありません。

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等
- ・ 土地の開墾、木竹の伐採、土石等の堆積、水面の埋立等で農林漁業を営むために行うもの
- ・ 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの
- ・ 国、地方公共団体が行う行為
- ・ 法令による許可等を受けた、重要文化財の修理、史跡名勝天然記念物の復旧

届出に関する書類

届出に関する様式一覧、届出書添付図書一覧は次のとおりです。

届出書様式一覧

届出書（新規・変更） … 2 部及びその写し 3 部

届出書添付図書一覧

行為の種類	添 付 図 書	縮 尺 (～以上)
建築物	【新築、増築、改築、移転】	
	○方位、道路及び目標となる地物を表示した付近の見取図	1/2, 500
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物その他の施設と他の建築物の別、建築物の用途、規模、擁壁、合併処理浄化槽の位置、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した配置図	1/100
	○排水施設計画の平面図	
	○事業計画書	
	○資金計画書	
	○隣地関係者の意見書	
	【大規模の修繕・模様替、用途の変更】	
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○建築基準法施行規則第1条の3の表1（い）の項及び（ろ）の項に掲げる図書	
土 地	【土地の区画形質の変更】	
	○方位、道路及び目標となる地物を表示した付近の見取図	1/2, 500
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○予定する建築物の用途、規模、計画戸数及びその位置並びに敷地内の各種構造物、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設及び緑地の位置を表示する配置図	1/250
	○排水施設計画の平面図	
	○事業計画書	
	○資金計画書	
	○隣地関係者の意見書	
	【土地の開墾その他の土地の形質の変更】	
	○方位、道路及び目標となる地物を表示した付近の見取図	1/2, 500
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○設計図又は施行方法を明らかにする図面	1/100
	○排水施設計画の平面図	
	○事業計画書	
	○資金計画書	
	○隣地関係者の意見書	
	【土石の採取、鉱物の掘採】	
	○方位、道路及び目標となる地物を表示した付近の見取図	1/2, 500
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○土石の採取又は鉱物の掘採の方法を明らかにする図面	1/100
	○廃土の堆積方法を明らかにする図面	1/100
	○土石の採取又は鉱物の掘採をした後に行う措置を明らかにする図面	1/100
	○隣地関係者の意見書	
木 竹	○方位、道路及び目標となる地物を表示した付近の見取図	1/2, 500
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○木竹の伐採を行う範囲を示す図面	1/250
	○木竹の伐採を行う範囲内における地上から1.5メートルの位置の幹周りが1.5メートル以上又は高さ10メートルを超え、かつ、樹冠が10メートルを超える樹木の位置及びこれら木竹の保全の方法を示す図面	1/250
	○木竹を伐採した後に行う措置を明らかにする図面	1/250
	○隣地関係者の意見書	
堆 積	○方位、道路及び目標となる地物を表示した付近の見取図	1/2, 500
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○堆積する場所及び方法を明らかにする図面	1/250
	○隣地関係者の意見書	
埋 立 ・ 干 拓	○方位、道路及び目標となる地物を表示した付近の見取図	1/2, 500
	○行為を行う土地の区域及び当該地域の周辺の状況を示す写真	
	○埋立て又は干拓する場所及び方法を明らかにする図面	1/250
	○隣地関係者の意見書	

詳細については、松川町のホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】松川町役場 まちづくり政策課 電話0265-36-3111（代表）
E-mail : seisaku@matsukawa-town.jp

土地利用の届出等に関する制度の創設について

手続の流れ

